

秋田県告示第206号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成29年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 調査を行う者の名称
横手市
- (2) 調査地域
横手市増田町増田、増田町亀田、平鹿町中吉田、十文字町梨木、十文字町西原二番町の一部、山内南郷
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年4月30日まで
- 2 (1) 調査を行う者の名称
湯沢市
- (2) 調査地域
湯沢市皆瀬、秋ノ宮、岡田町、裏門
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年4月30日まで
- 3 (1) 調査を行う者の名称
由利本荘市
- (2) 調査地域
由利本荘市上野、雪車町、万願寺、矢島町立石、東由利老方
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年4月30日まで
- 4 (1) 調査を行う者の名称
大仙市
- (2) 調査地域
大仙市寺館、北野目、刈和野、協和船沢、太田町三本扇、国見、斉内
- (3) 調査期間
平成29年4月1日から平成30年4月30日まで

秋田県告示第207号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
平成30年3月20日
- (3) 調査を行う者の名称
秋田市
- (4) 調査地域
秋田市大字河辺神内の一部
- (5) 調査期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 2 (1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
平成30年3月20日

- (3) 調査を行う者の名称
横手市
 - (4) 調査地域
横手市大字大森町の一部
 - (5) 調査期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3(1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
平成30年3月20日
 - (3) 調査を行う者の名称
潟上市
 - (4) 調査地域
潟上市大字飯田川下虻川の一部
 - (5) 調査期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで